

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の向上により、株主、顧客、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーの負託に応え、企業の社会的責任を全うすることを経営上の重要な課題と位置づけております。法令を遵守した業務執行により、公正で適正かつ透明な経営管理体制を基本とし、内部統制システムを整備、実行するとともにコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めることが重要課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレート・ガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
持山 銀次郎	390,862	6.67
楽天証券株式会社	326,000	5.56
株式会社デジタル・メディア総合研究所	310,000	5.29
舌間 久芳	285,450	4.87
窪津 義弘	184,000	3.14
株式会社SBI証券	155,000	2.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	140,000	2.39
日本証券金融株式会社	116,000	1.98
協和コンサルタンツ社員持株会	110,448	1.88
諫山 末憲	87,910	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

平成27年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、楽天証券株式会社が、平成27年12月15日現在、下記のとおり当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称 : 楽天証券株式会社
住所 : 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
所有株式数: 297,000株
株券等保有割合 : 5.07%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ
決算期 11月
業種 サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておりませんので、該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 5名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大島 秀二	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 秀二	○	公認会計士 株式会社ニチイ学館ならびにメディキット株式会社の社外監査役であります。	公認会計士・税理士として培われた豊富な経験・知識を当社経営に活かしていただきたいため、社外取締役に選任しております。また、兼務先及び当社との間に資本関係及び取引関係は無く、十分な独立性を確保できる立場を保持していると判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況は、次のとおりです。
 会計監査人から監査役への監査計画及び結果の説明、監査役から会計監査人への監査計画及び監査実施状況の説明を定期的に行っているほか、適宜情報交換を行うなど十分な連携が図られています。
 監査役会、内部監査室は、必要に応じて相互に情報及び意見の交換を行い、連携して監査の質的向上を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢可部 一甫	弁護士													
大石 豊	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢可部 一甫	○	弁護士	法律の専門家としての見地から業務執行チェック及び経営上の有用な指摘、助言を受けるため選任しております。 また、当社との間に資本的関係及び取引関係等は無く、十分な独立性を確保できる立場を保持していると判断したため、独立役員として指定しております。
大石 豊		公認会計士	税理士及び公認会計士としての豊富な知識及び高い見識を当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、社外監査役としての職務が適切に遂行できるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は特段行っておりません。賞与は業績に応じて決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年11月期における取締役に対する報酬額は以下のとおりです。
取締役 4名 80,198千円
(注)上記支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、その具体的金額は取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任スタッフは置いておりませんが、社外監査役を補佐する担当セクションは経営管理室がこれに当り、各監査役の要請に応じて、適宜必要な報告及び情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社の取締役会は、原則月1回開催の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について効率的で迅速な意思決定を行うと共に、取締役の業務執行につき十分な管理・監督機能を果たしております。
 - ・当社は、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化することにより、経営及び業務執行の迅速化、取締役会の活性化、機能強化、監督機能向上をはかっております。
 - ・当社は、取締役会への付議事項の事前審査並びに取締役会の決定した基本方針に基づき、営業戦略、生産管理及び経営管理事項に関する審議決定を行う機関として、取締役と執行役員の一部で構成される「常務会」を、原則月1回開催しております。また、取締役会の方針に基づき、業務執行方針計画等、事業部経営執行全般に関する諸問題の報告・審議等を行う会議体として、取締役及び執行役員で構成される「執行役員会」を、原則月1回開催しております。
 - ・取締役及び監査役の報酬(賞与を含む)については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬額の限度額を決定しており、株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬は、取締役会の授権に基づき代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。
 - 取締役及び監査役への退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において贈呈しております。
 - ・当社は監査役会設置会社であります。監査役会は、現在常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名体制をとっております。各監査役は、監査役会が定めた方針に従い、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の職務執行を監視・監督しております。社外監査役2名は弁護士と公認会計士であり、専門的見地から監査を行っております。
 - ・当社は、内部監査部門として内部監査室を設置し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備及び運用が、法令や当社規定等に準拠して実施されているか、効果的に行われているか等をチェックし、不正・誤謬の防止、業務活動の改善・向上に努めております。
 - ・監査役会、内部監査室及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行い、連携して監査の質的向上を図っております。
 - ・当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し監査契約を締結しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係は無く、同監査法人からは、独立監査法人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。
- 会計監査業務を執行している公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 大橋一生
指定有限責任社員 業務執行社員 山本秀仁
継続関与年は2氏とも7年以内であります。
上記の他、監査業務にかかわる補助者として公認会計士10名及びその他20名がおります。
・顧問弁護士からは、法的判断を必要とする場合に助言・指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。社外取締役及び社外監査役のうち1名は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、もう1名は弁護士の資格を有しております。社外取締役及び社外監査役は取締役会・監査役会ほか重要な会議に出席して第三者的立場で意見を述べており、外部からの経営監視機能が十分に働いていると考えるため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

定時株主総会開催日の17日前の2月9日に発送しました。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

決算短信、その他適時開示資料

IRに関する部署(担当者)の設置

経営管理室が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、ISO9001認証、ISO14001認証を取得し、品質管理の徹底及び環境保全につとめております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程等並びに当社の内部情報管理規定等に基づき内容を検討し、適時情報開示を行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「倫理・コンプライアンス規定」を維持し、同規定に定められた行動規範に従い、社内研修等を通じて、コンプライアンス体制の維持、向上に努めております。

子会社は、当社の「倫理・コンプライアンス規定」と同等の規定を制定することで、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めております。

内部監査室は、「内部監査規定」に基づき、当社及び子会社の社内業務が法令及び定款に合致して適切に実施されているかを定期的に監査しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規定」その他社内規定に定めるところに従って適切に保存し管理しております。

また、必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持するとともに適時適切に規定の見直しを図っております。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規定」に準じ、体制の整備と運用を図っております。

子会社は、当社の「リスク管理規定」と同等の規定を制定することで、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるための手段を講じております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、原則月1回開催の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について効率的で迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督し、取締役の職務遂行の効率化を確保しております。

また、取締役会のほか、取締役と執行役員の一部で構成される常務会を、原則月1回開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、営業戦略、生産管理及び経営管理事項に関する審議を行うとともに、取締役と執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会の方針に基づき、業務執行方針・計画等、事業部経営執行全般に関する諸問題の報告・審議等を行い、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を確保する体制を維持しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規定」に従い、子会社及び関係会社に対し、その自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理に努めております。

また、当社グループは関係会社管理会議を原則月1回開催し、グループ経営の一体化を維持しております。

内部監査室は、当社グループ各社に対しても、「内部監査規定」を準用して定期的に監査を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社は、事前に監査役会と十分な意見交換を行い、その意見を考慮して適切に対応しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する支持の実効性の確保

監査役がその職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下でのみ業務を遂行しております。なお、当該使用人の任命及び評価については、監査役の意見を尊重して決定しております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為、その他これに準ずる事実並びにその恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告しております。また、内部監査室は、内部監査の過程において検出された上記事項の監査結果を監査役に報告しております。報告を受けた監査役は、監査役会の招集を要請し、その事実を遅滞なく報告しております。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要であると認められた場合に限り、速やかに当該費用または債務を処理しております。

10. その他監査役がその職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、会社の各会議に出席できるものとします。また、代表取締役及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行っております。その他、取締役、会計監査人及び使用人は、監査役の監査の実効性を確保するため、全面的に協力しております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを適切に整備・運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持っておりません。

不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応する体制を確立しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

